

日 教 庶 第 2 9 号

令和7年(2025年)4月7日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

(公印省略)

令和7年度第1回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第号により、下記のとおり令和7年度第1回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和7年(2025年)4月10日(木) 午後2時

開催場所

教育委員会室(506会議室)

案件

議案

- 第1号 令和7年度日野市教育委員会評価委員の委嘱について
- 第2号 日野市 地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の委嘱の専決処分について
- 第3号 第34期日野市社会教育委員の解嘱及び委嘱の専決処分について
- 第4号 第11期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分について
- 第5号 日野市立学校教員の措置の専決処分について
- 第6号 学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第7号 日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 第8号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

請願

- 第7-1号 24年3月13日の中教審特別部会での都教委・吉村美貴子人事部長のオンライン発表を引き金に、文科省が今通常国会に出した主務教諭新設の学校教育法改悪案を廃案にするよう、文科省に意見書を出そう等の請願

報告事項

- 第1号 令和7年第1回日野市議会定例会の報告
- 第2号 令和6年度就学援助申請者数及び認定者数
- 第3号 要綱の制定及び改廃の報告(令和7年1月～令和7年3月)
- 第4号 行政情報の公開請求
- 第5号 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告(令和6年10月～令和7年3月)

議案第 1 号

令和 7 年度日野市教育委員会評価委員の委嘱について

上記議案を提出する。

令和 7 年 4 月 1 0 日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

日野市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱第 3 条の規定に基づき、令和 7 年度日野市教育委員会評価委員を委嘱するものです。

令和7年度日野市教育委員会評価委員

《令和7年度日野市教育委員会評価委員 名簿》

	氏 名	住 所	備 考
1	生島 美和		帝京大学教育学部准教授
2	中澤 正人		明星大学教職担当客員教授

《関係法令》

日野市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱

第3条 教育委員会は、点検及び評価を行うに当たり、その客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有する者の意見を求めるものとする。

- 2 学識経験者は、学校教育及び生涯学習に関して識見を有する者2名をもって充てる。
- 3 学識経験者は、教育委員会が委嘱する。
- 4 学識経験者には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

議案第2号

日野市 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱の専決処分
について

上記議案を提出する。

令和7年4月10日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

日野市 地域学校協働活動推進員等設置要綱の規定に基づく委嘱について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長職務代理者専決によりこれを行いましたので、報告し承認を求めるものです。

令和7年度日野市地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)

《日野市地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター) 名簿》

No	学校名	氏名	住所	新任・再任	備考
1	日野第一小学校	魚住 栄人		再	
2	日野第一小学校	西村 聖紀		再	
3	豊田小学校	濱屋 浩		再	
4	日野第三小学校	勝目 由美		再	
5	日野第三小学校	阿部 朋加		再	
6	日野第三小学校	高野 宣弘		再	
7	日野第三小学校	小野 幸子		新	
8	日野第四小学校	池田 恵美子		再	
9	日野第四小学校	羽田 麻衣子		再	
10	日野第四小学校	荒戸 貴子		再	
11	日野第五小学校	谷頭 英渡		再	
12	日野第六小学校	杉山 喜廣		再	
13	日野第六小学校	南條 浩恵		新	
14	日野第六小学校	竹部 馨		新	日野第四中学校と兼任
15	潤徳小学校	角山 由生		再	
16	潤徳小学校	秦 志乃		再	
17	潤徳小学校	横山 亜紀子		再	
18	潤徳小学校	高橋 梨奈		再	
19	平山小学校	根津 美満子		再	
20	日野第八小学校	山田 清子		再	
21	日野第八小学校	小川 真智子		再	
22	日野第八小学校	長谷川 和代		再	
23	滝合小学校	佐野 礼子		再	
24	滝合小学校	大橋 佳代子		再	
25	滝合小学校	小田 薫		再	
26	日野第七小学校	奥住 日出男		再	
27	日野第七小学校	荻野 優子		再	

No	学校名	氏名	住所	新任・再任	備考
28	日野第七小学校	加藤 俊和		再	
29	日野第七小学校	加藤 律子		再	大坂上中学校と兼任
30	南平小学校	野澤 一弘		再	
31	南平小学校	平 公郎		再	
32	南平小学校	林 良健		再	
33	旭が丘小学校	赤川 千賀子		再	
34	旭が丘小学校	百木 聖香		再	
35	旭が丘小学校	藤本 容子		再	
36	東光寺小学校	壬生 佐智子		再	
37	東光寺小学校	キリノ 和子		再	
38	東光寺小学校	原 由佳		再	
39	東光寺小学校	速水 亨		再	
40	仲田小学校	太田 日香里		再	
41	仲田小学校	千葉 夕子		再	
42	仲田小学校	茂木 暖子		再	
43	夢が丘小学校	小倉 奈穂子		再	
44	夢が丘小学校	木村 綾子		再	
45	夢が丘小学校	杉本 典子		再	
46	七生緑小学校	原村 さつき		再	
47	日野第一中学校	伊野 直美		新	
48	日野第二中学校	田原 瑞穂		新	
49	日野第三中学校	久富 明美		新	
50	日野第四中学校	高橋 遊亀		新	
51	日野第四中学校	竹部 馨		新	日野第六小学校と兼任
52	大坂上中学校	加藤 律子		新	日野第七小学校と兼任
53	平山中学校	鈴木 利絵子		新	
54	平山中学校	田村 義公		新	

任期 自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

《参考法令》

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

日野市地域学校協働活動推進員等設置要綱

（設置）

第 4 条 教育委員会は、教育委員会事務局及び日野市立学校設置条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 20 号）第 2 条に定める学校（以下「学校」という。）に推進員及び統括推進員を置くことができる。

（資格及び委嘱）

第 6 条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該日野市立の各小・中学校区の学校長又は教育指導課長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

(1) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(2) 学校の活動に対し興味関心及び理解を有する者

(3) 学校及び地域を取り巻く諸課題の解決に向けて、当事者意識を持って主体的に行動する意欲を有する者

議案第3号

第34期日野市社会教育委員の解嘱及び委嘱の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年4月10日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

日野市社会教育委員の設置に関する条例の規定に基づく解嘱及び委嘱について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長職務代理者専決によりこれを行いましたので、報告し承認を求めるものです。

第34期日野市社会教育委員

《日野市社会教育委員 解嘱者》

番号	氏名	住所	解嘱理由	期
1	たちばな ひろし 橘 弘志		人事異動等のため	2
2	さいとう いくお 斉藤 郁央		人事異動等のため	2

解嘱日 令和7年 3月31日

《日野市社会教育委員 委嘱者》

番号	氏名	住所	所属	期
1	かずの ちえこ 数野 千恵子		実践女子大学 生涯学習センター長 (学識経験者)	新
2	たち としはる 館 敏晴		日野第三小学校校長 (学校教育の関係者)	新

任期 自 令和7年 4月 1日
至 令和8年 4月30日

《関係法令》

日野市社会教育委員の設置に関する条例

第2条 委員の定数は 10 人以内とし、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 公募による市民
- (平成 25 条例 37・全改)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別な理由があるときは、任期中においても解嘱することができる。

2 前項の任期は、委嘱の日から起算する。

3 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第4号

第11期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年4月10日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

日野市立教育センター設置条例(平成15年条例第46号)第9条の規定に基づく任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長職務代理者専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

第 11 期日野市立教育センター運営審議会委員

《日野市立教育センター運営審議会委員 解任者》

番号	氏名	住所	解任理由	期
4	江藤 愛		人事異動のため	1
5	石川 誠		人事異動のため	2
6	川島 清美		人事異動のため	1
7	長崎 将幸		人事異動のため	2
8	田中 洋平		人事異動のため	2

《日野市立教育センター運営審議会委員 任命者》

番号	氏名	住所	備考	期
4	石川 星子		日野市立幼稚園長会 (学校教育関係者)	新
5	船山 徹		日野市立小学校長会 (学校教育関係者)	新
6	伴 光明		日野市立中学校長会 (学校教育関係者)	新
7	宇田川 裕美		教育部参事 (教育行政機関関係者)	新
8	飯倉 直子		教育部参事 (教育行政機関関係者)	新

任期 自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月31日

議案第5号

日野市立学校教員の措置の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年4月10日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》
教育長専決により措置を執り行ったので、報告し承認を求めるものです。

非公開

非公開

非公開

非公開

非公開

議案第6号

学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年4月10日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命及び第17条の規定に基づく委員の解任について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長職務代理者専決により任命及び解任を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市立豊田小学校学校運営協議会委員

<<日野市立豊田小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏 名	住 所	解任理由	期数
1	かとう としゆき 加藤 敏行		人事異動	1

解任日：令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

<<日野市立豊田小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期数
1	ひがしぐち たかまさ 東 口 孝正		日野市立豊田小学校校長 (対象学校の校長)	1

任 期： 自 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
至 令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第 8 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第 10 条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第 8 条第 3 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項及び第 2 項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

日野市立日野第三小学校学校運営協議会委員

<<日野市立日野第三小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏 名	住 所	解任理由	期数
1	おお の かず お 大野 一男		担当交代の申出のため	1
2	み よ し のぶちか 三好 延周		辞任申出のため	1
3	きり い ひろ み 桐井 裕美		人事異動	1
4	なかがわ ま ち こ 中川 万智子		人事異動	1

解任日：令和 7 年（2025年）3月31日

<<日野市立日野第三小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期数
1	えのうえ とみぞう 江上 富三		緑ヶ丘自治会 (地域住民)	1
2	たち としはる 館 敏晴		日野第三小学校長 (対象学校の校長)	1

任 期： 自 令和 7 年（2025年）4月 1 日
至 令和 8 年（2026年）3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。
(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

(1) 第9条第1項及び第2項に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

日野市立平山小学校学校運営協議会委員

<<日野市立平山小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏 名	住 所	解任理由	期数
1	おおやま ひろかず 大山 泰政		人事異動	2
2	はやし ひでゆき 林 秀之		人事異動	2
3	えとう めぐみ 江藤 愛		人事異動	2

解任日：令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

<<日野市立平山小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期数
1	おおにし えりこ 大西 恵理子		日野市立平山小学校副校長 （対象学校の副校長）	1
2	ながせき ともみ 永関 友美		日野市立基幹型ひらやま児童館館長 （関係行政機関の職員）	1
3	さえき のりこ 佐伯 紀子		日野市立第二幼稚園園長 （関係行政機関の職員）	1

任 期： 自 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
至 令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

（委員の任命）

第 8 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第 10 条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第 8 条第 3 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項及び第 2 項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

日野市立滝合小学校学校運営協議会委員

<<日野市立滝合小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏 名	住 所	解任理由	期数
1	とまべち ようこ 苔米地 陽子		人事異動	1

解任日：令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

<<日野市立滝合小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期数
1	こじま なおひさ 小島 直久		日野市立滝合小学校副校長 (対象学校の副校長)	1

任 期： 自 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
至 令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

（委員の任命）

第 8 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

（任期）

第 10 条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第 8 条第 3 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

（委員の解任）

第 17 条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項及び第 2 項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

日野市立日野第七小学校学校運営協議会委員

<<日野市立日野第七小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏 名	住 所	解任理由	期数
1	もりた まさお 森田 正男		人事異動	1

解任日：令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

<<日野市立日野第七小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期数
1	いちかわ ゆ か こ 市川 裕佳子		日野第七小学校主幹教諭 （対象学校の教職員）	1

任 期： 自 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
至 令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

（委員の任命）

第 8 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

（任期）

第 10 条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第 8 条第 3 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

（委員の解任）

第 17 条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項及び第 2 項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員

<<日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏 名	住 所	解任理由	期数
1	こじま なおひさ 小島 直久		人事異動	2

解任日：令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

<<日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期数
1	すどう としのぶ 須藤 利伸		日野市立旭が丘小学校 （対象学校の副校長）	1

任 期： 自 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
至 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

（委員の任命）

第 8 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。
（任期）

第 10 条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第 8 条第 3 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

（委員の解任）

第 17 条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項及び第 2 項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員

<<日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏 名	住 所	解任理由	期数
1	さいとう きょうえい 齊藤 境 栄		人事異動	2
2	ささき てつ 佐々木 哲		人事異動	2

解任日：令和 7 年（2025年）3月31日

<<日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期数
1	かんの たつや 菅野 竜也		日野市立東光寺小学校校長 (対象学校の校長)	1
2	やえがし あゆみ 八重樫 歩		日野市立基幹型さかえまち児童館館長 (関係行政機関の職員)	1

任 期： 自 令和 7 年（2025年）4月 1 日
至 令和 9 年（2027年）3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第 8 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。
(任期)

第 10 条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第 8 条第 3 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項及び第 2 項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

日野市立仲田小学校学校運営協議会委員

<<日野市立仲田小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏 名	住 所	解任理由	期数
1	やまぐち よしたか 山口 慶隆		辞任申出のため	1

解任日：令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

（委員の解任）

第 17 条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項及び第 2 項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第7号

日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年4月10日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》
図書館運営の秩序維持のため、日野市立図書館運営規則の一部を改正するものです。

日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則

日野市立図書館運営規則（昭和40年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（利用の禁止又は制限及び退去命令）

第4条 図書館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、図書館の利用を禁止若しくは制限し、又は直ちに退去するよう命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他の利用者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 施設、付帯設備、図書館資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) この規則又は係員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の新旧対照表 〃は、改正部分を示す。

新	旧
日野市立図書館運営規則 昭和40年9月15日 教育委員会規則第4号 目次 第1章 総則（第1条） 第2章 図書館奉仕 第1節 通則（第2条—第5条） 第2節 個人貸出（第6条—第9条） 第3節 団体貸出（第10条—第12条） 第4節 集会室の利用（第13条—第15条） 第3章 資料の受贈及び委託（第16条・第17条） 付則 第1章 総則 （目的） 第1条 略 第2章 図書館奉仕 第1節 通則 第2条、第3条 略	日野市立図書館運営規則 昭和40年9月15日 教育委員会規則第4号 目次 第1章 総則（第1条） 第2章 図書館奉仕 第1節 通則（第2条—第5条） 第2節 個人貸出（第6条—第9条） 第3節 団体貸出（第10条—第12条） 第4節 集会室の利用（第13条—第15条） 第3章 資料の受贈及び委託（第16条・第17条） 付則 第1章 総則 （目的） 第1条 略 第2章 図書館奉仕 第1節 通則 第2条、第3条 略

(利用の禁止又は制限及び退去命令)

第4条 図書館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、図書館の利用を禁止若しくは制限し、又は直ちに退去するよう命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 他の利用者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。

(3) 施設、付帯設備、図書館資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。

(4) この規則又は係員の指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。

(損害の弁償)

第5条 略

第2節 個人貸出

第6条～第9条 略

第3節 団体貸出

第10条～第12条 略

第4節 集会室の利用

第13条～第15条 略

第3章 資料の受贈及び委託

(利用の制限)

第4条 この規則又は館長の指示に従わない者に対して、館長は図書館の利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(損害の弁償)

第5条 略

第2節 個人貸出

第6条～第9条 略

第3節 団体貸出

第10条～第12条 略

第4節 集会室の利用

第13条～第15条 略

第3章 資料の受贈及び委託

第16条～第18条 略

付 則

略

別表第1、別表第2 略

第16条～第18条 略

付 則

略

別表第1、別表第2 略

議案第8号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年4月10日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

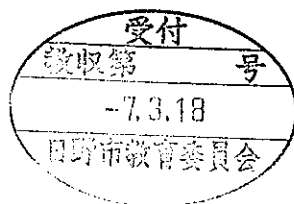
教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

請願審査

請 願 番 号	請願第7－1号
受 付 年月日	令和7年3月18日
件 名	24年3月13日の中教審特別部会での都教委・吉村美貴子人事部長のオンライン発表を引き金に、文科省が今通常国会に出した主務教諭新設の学校教育法改悪案を廃案にするよう、文科省に意見書を出そう等の請願
請願者 住 所 氏 名	

24年3月13日の中教審特別部会での都教委・吉村美貴子人事部長のオンライン発表を引き金に、文科省が今通常国会に出した主務教諭新設の学校教育法改悪案を廃案にするよう、文科省に意見書を出そう等の請願



口頭意見陳述をします。

1 標題に係る請願の背景と、具体的事実等

月刊『紙の爆弾』2025年4月号、ニュースレスQ欄の、
——都教委の後追い、文科省が「主務教諭」新設 文科省の法案を閣議決定 狙いは管理統制強化——
と題する、教育ジャーナリスト・永野厚男さん取材・執筆記事は、学校教育法改悪による教職員組織の階層化での弊害を、次の通り説明している。

↓

政府は2月7日、文部科学省が今国会に提出する法案を閣議決定。その中の学校教育法改定による“主務教諭”職新設は、公立小中高校等の教職員組織の上意下達を一層進める、危険な内容だ。

東京都教育委員会は卒業式等の“君が代”起立強制強化（2003年10月の10・23通達発出）と連動し、学校組織を「統轄校長・校長→副校長（教頭を名称変更。以上が管理職の経営層）→主幹教諭（03年4月から配置。大阪府は首席と称する。指導・監督層）→主任教諭（09年4月から配置。以下、実践層）→一般教諭」の命令一下・5層化体制にした。

そんな都教委の後追いで、第1次安倍晋三政権の07年、学校教育法を一部改定し、08年度から主幹教諭を制度化した文科省は24年8月、中央教育審議会答申に「都教委の主任教諭にあた

る職の新設」を明記。これが主務教諭職だ。（以上、引用）

民主的で同僚性を発揮でき、やりがいを持ち、生き生きと仕事に通じ組める教職員、そして国家権力（保守系政治家と癒着する文科省や一部の御用教委）の方ではなく、児童生徒の方に寄り添い続ける教職員を輩出できるようにするためにも、後日PDF添付メールする月刊『紙の爆弾』2025年4月号の記事全文と、その電子版に当たる団塊の世代の元教職員のブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』の25年2月6日号付のカラー写真付き電子版との両方を、本市の全教職員（校長を含む）に周知等して頂き（（副）校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等でも紹介して頂きたい。また、本項と以下の各項に沿った意見書を文科省（大臣と初等中等教育局長）と都教委の両方に出して頂きたい。

2 具体的請願事項

主務教諭の職務内容を、文科省は中教審答申を宣伝するビラでは「学校内外との連携や若手教師サポート」とソフトに記述。だが同省が2月7日、ホームページに載せた法案の要綱は、主務教諭の職務を、（ア）“児童の教育等をつかさどり”、（イ）（管理職や主幹教諭の）命（令）を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行なう旨、記述。

（ア）の授業等とは別の、（イ）の「（管理職や主幹教諭の）命（令）を受けての職務なるもの」の実態は、24年3月13日の中教審・質の高い教師の確保特別部会（貞広斎子・部会長）で都教委・吉村美貴子人事部長が「主任教諭の職務内容や活用による効果」と題しオンライン発表していた。

吉村氏の主張は、①校長の示す学校経営計画・方針を具体化するとともに、現場の情報や提案について主幹教諭を通じて管理職に具申する、②主任教諭が管理的業務を分担することにより、（ヒマのできた）管理職等が一層マネジメント業務（管理統制強化）に専念できる、③早期に主任教諭選考の受験を経験することで、主幹教諭や管理職試験受験の意欲を持たせられる——だ。

これらの事実を踏まえ、「1 標題に係る請願の背景と、具体的事実等」の最後の所で求めた請願の実行に当たっては、以下の内容の通り、お

願いたい。

2-1 上記の①は「校長の示す学校経営計画・方針」の他にも、約10年前、都教委が押し付けてきた「自衛隊駐屯地に生徒を引率、行進等含む宿泊防災訓練」なるものを実施させられた2つの都立高校で、一部ベテラン教員の反対の中、管理職や主幹教諭主導で強行。従順な若手教諭は自衛隊員らに協力していた——という事案もある。

都教委や区市町村教委が押し付けてくる（校長の示す学校経営計画・方針も含め）、政治・イデオロギー色の濃い施策に対し、（管理職以外の）教職員や保護者・生徒・都民等の反対意見が一定数存在する場合は、都教委や区市町村教委が押し付けてくる政治・イデオロギー色の濃い施策を強行しないこと。

2-2 上記の①に関して、吉村美貴子氏は管理職に対し、「主幹教諭を通じて」しかモノを言えないかのような主張をしているが、これはスクールカースト＝身分制のようで、アナクロニズム＝前近代的だ。

（副）校長に対し、（主幹教諭を通さず）一般教諭や主任（主務）教諭が直接「卒業式等の君が代反対。対案は生徒が主人公の式」や「宿泊防災訓練の連携先が必要な場合は、危険な軍事組織・武装集団である自衛隊ではなく、消防庁や大学等研究機関に」等、意見を述べ、「学校経営計画・方針や都教委・区市町村教委が押し付けてくる誤った施策」を改めさせるのは、民主的な教育に必要だ、ということ。

2-3 上記の②のうち、「主任教諭が管理的業務を分担する」とは、いわゆる分掌の主任の仕事を目指すと思われるが、各学年や教務・生活・進路等の分掌は所属する全教職員で分担・協力して実施すべきであり、同僚性発揮の場である。主任の氏名は教委に届け出るが、主任手当は拠出し、分掌内で分配する——というのが望ましい。

※ 都教委は給料表が高い主任教諭導入後、主任手当は支給していない。

2-4 上記の②のうち、「2-3」の文脈を受けた「（ヒマのできた）管理職等が一層マネジメント業務（管理統制強化）に専念できる」は、いじめ・体罰・不登校・学力向上等、純粋な教育目的であれば良いが、「2-1」で指摘したよ

うな、都教委や区市町村教委が押し付けてくる（校長の示す学校経営計画・方針も含め）、政治・イデオロギー色の濃い施策（“君が代”や社会・道徳の“国を愛する態度・心情”強制を含む）であれば、不適切であること。

2-5 上記の③に関して、主任教諭選考に合格していた教諭が卒業式等での「君が代」不起立を理由に取り消された事案が、都立学校では複数ある。プーチン容疑者のような全体主義の権力濫用であり、かかる差別は直ちにやめるべき。

2-6 上記の③で吉村氏は「60歳時点で、主幹教諭と主任教諭の年収差は約68万円（うちボーナス差額は23万円）、主任教諭と教諭の年収差は約77万円（同26万円）」と、カネで出世欲を煽る一覧表まで提示した。都教委は数年前、なり手の少ない副校長についてもカネで出世欲を煽るグラフを載せたピラをばらまいた“前科”があるが、かかるカネで出世欲を煽る手口はやめること。教育は権力の言いなりになって“出世”するのではなく児童生徒への教育的愛情が重要なのだ。

2-7 公立校の教員の給与や手当は国が3分の1、地方自治体が3分の2を負担している。手当のうち、担任手当は、特に高校入試対策の激務がある中3担任の激務を考えると賛成だ。しかし、中教審答申が求めていた「管理職手当増額」は、もともと給料表が高いのだから、反対する。月刊『紙の爆弾』2024年10月号の記事全文（『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』も転載）が厳しく批判したのが奏功したか、「管理職手当増額」は法案化させない成果を上げた。文科省・都教委は今後も「管理職手当増額」を主張するのをやめるべきだ。

2-8 上記「2-7」のささやかな成果はあったが、業代の代わりに給与の4%しか上乗せ支給せず“定額働かせ放題”と批判された「教職調整額」を、6年後までに段階的に10%に引き上げる教員給与特別措置法改正案は、概算要求時の13%をケチった。この実態を広く周知し、「主務教諭新設撤回」「浮いたカネで10%を13%に修正」の世論を作ることで、同僚性を発揮できる学校にさせて頂きたい。

報告事項第1号

令和7年第1回日野市議会定例会の報告

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年4月10日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

令和7年 第1回日野市議会定例会の報告

1. 会 期 2月25日（火）～ 3月21日（金） 25日間

2. 一般質問 質問者 23名（うち教育委員会関係7名）
 質問件数 41件（うち教育委員会関係8件）

3. 議 案 市長提出議案 40件（教育委員会に関するもの 2件）
 議員提出議案 2件（教育委員会に関するもの 0件）

《市長提出議案》

（1）令和6年度日野市一般会計補正予算（第10号）（可決）

	（一般会計）	（うち教育費）
補正総額（歳入歳出）	▲151,130千円	234,685千円
予算総額（歳入歳出）	79,490,814千円	9,605,242千円

（2）令和7年度日野市一般会計予算（可決）

	（一般会計）	（うち教育費）
予算総額（歳入歳出）	78,074,000千円	10,696,142千円

4. 請 願 5件（教育委員会に関するもの 0件）

報告事項第2号

令和6年度就学援助申請者数及び認定者数

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年4月10日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

令和6年度 就学援助申請者数及び認定者数

令和6年度申請分

(単位:人)

	申請者計			要保護・準要保護認定						否認定		
	小学校	中学校	計	要保護			準要保護			小学校	中学校	計
				小学校	中学校	計	小学校	中学校	計			
4月～5月	863	526	1,389	63	34	97	725	452	1,177	75	40	115
6月	29	12	41	0	0	0	29	11	40	0	1	1
7月	14	9	23	2	-1	1	11	10	21	1	0	1
8月	7	5	12	0	0	0	7	4	11	0	1	1
9月	9	4	13	0	0	0	8	3	11	1	1	2
10月	6	5	11	1	0	1	5	5	10	0	0	0
11月	2	3	5	1	0	1	1	3	4	0	0	0
12月	5	3	8	0	1	1	5	2	7	0	0	0
1月	4	0	4	0	1	1	2	-1	1	2	0	2
2月	2	0	2	0	-1	-1	0	1	1	2	0	2
3月	0	0	0	0	1	1	0	-1	-1	0	0	0
合計	941	567	1,508	67	35	102	793	489	1,282	81	43	124

※マイナス表記されているものは、生活保護改廃により、要保護⇄準要保護に認定区分が転じたもの。

参考(過年度データ:各年度末時点)

	申請者計			要保護・準要保護認定						否認定		
	小学校	中学校	計	要保護			準要保護			小学校	中学校	計
				小学校	中学校	計	小学校	中学校	計			
令和 5年度	983	620	1,603	78	40	118	824	533	1,357	83	45	128
令和 4年度	1,026	583	1,609	67	41	108	871	507	1,378	88	35	123
令和 3年度	1,082	645	1,727	64	44	108	946	558	1,504	72	43	115
令和 2年度	1,040	607	1,647	64	40	104	884	514	1,398	92	53	145
令和 元年度	1,043	636	1,679	63	48	111	896	542	1,438	84	46	130
平成30年度	1,054	670	1,724	56	46	102	917	577	1,494	81	47	128
平成29年度	1,085	748	1,833	55	49	104	950	645	1,595	80	54	134
平成28年度	1,124	763	1,887	60	47	107	985	665	1,650	79	51	130

報告事項第3号

要綱の制定及び改廃の報告（令和7年1月～令和7年3月）

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年4月10日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

要綱制定改廃一覧
(令和7年1月1日～令和7年3月31日制定・改廃分)

NO	要綱の名称	適用日	制定・改廃の理由 ※議案に記載するため、詳細に記載をお願いします
1	日野市学校給食（食材）費補助金交付要綱	令和6年4月1日	この要綱は、物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けて、学校給食費負担軽減事業を実施するにあたり、必要な事項を定めたものです。 令和7年1月から3月において、市内小・中学校の給食費を全額公費負担化すること及び、米価の高騰を踏まえ食材（米）の値上げ分に対する臨時的な補助を行うため、要綱の一部を改正する要綱を制定します。
2	日野市学校給食代替者補助金交付要綱	令和7年1月1日	この要綱は、学校給食の代替として弁当等を持参する者の保護者に対し、日野市学校給食代替者補助金を交付することにより、保護者負担を軽減するとともに、日野市学校給食（食材）費補助金交付要綱（令和4年7月4日制定）による補助金の交付を受ける保護者との公平を図ることを目的に制定します。

報告事項第4号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年4月10日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	3月18日	3月28日	市長部局・市教委・議会局が保有する文書（文科省とやりとりした文書を含む） 1. 堀川氏が文科省に戻ることに 関する文書 2. 新教育長が着任することに関 する文書	不存在

報告事項第5号

日野市教育委員会後援等名義使用実績報告（令和6年10月～令和7年3月）

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年4月10日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

令和6年度 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告(10月～3月)

No.	実施団体名	事業名	目的・内容	実施場所	実施日(開始～終了)		共催・後援	承認日
1	中央大学学友会文化連盟音楽研究会吹奏楽部	中央大学学友会文化連盟音楽研究会吹奏楽部「第67回定期演奏会」	「地元へ愛されるバンド」を目指し、日野市や八王子市をはじめとする近隣地域の皆様に「吹奏楽」を気軽に楽しんで頂くことで、吹奏楽という音楽ジャンル及び文化の発展に貢献すること。	J:COMホール八王子	令和6年12月25日	令和6年12月25日	後援	令和6年10月3日
2	Youth Freestyle Football 振興会	日本フリースタイルフットボール学生選手権2024	フリースタイルフットボールという競技の普及と発展、人材発掘。フリースタイルフットボールに触れる機会の創出。	ひの煉瓦ホール小ホール	令和7年1月12日	令和7年1月12日	後援	令和6年10月10日
3	平山季重まつり実行委員会	第18回平山季重まつり	平山地区の商業振興及びコミュニティの更なる活性化		令和6年10月27日	令和6年10月27日	後援	令和6年10月15日
4	花まる学習会	子育て講演会「母親だからできること」	子どもへの接し方や声かけのポイントを伝えること及び参加する保護者の自己肯定感を高めること	八王子市学園都市センター イベントホール	令和7年1月24日	令和7年1月24日	後援	令和6年10月28日
5	日野市民会館(指定管理者:株式会社ケイミックスパブリックビジネス)	特撰花形落語会 春風亭昇太・林家たい平 二人会	伝統ある話芸である落語を楽しんでもらう	日野市民会館 大ホール	令和7年1月29日	令和7年1月29日	後援	令和6年10月28日
6	令和6年度多摩・島しょ子ども体験塾日野市・八王子市共同事業実行委員会	たにぞうファミリーコンサート	子どもの心に大きな感動と夢を与え豊かな感性を育む	日野市民会館 大ホール	令和7年1月26日	令和7年1月26日	後援	令和6年10月28日
7	日本民具学会大会実行委員会	日本民具学会第46回大会公開講演会	民具の研究に関する知識の普及・啓発	七生公会堂	令和6年11月30日	令和6年11月30日	後援	令和6年10月30日
8	東京都薬物乱用防止推進日野地区協議会	令和6年度薬物乱用防止ポスター・標語展示会	薬物乱用防止ポスター・標語の募集及び展示会の開催による薬物乱用防止の普及啓発	ひの社会教育センター ロビー	令和6年12月5日	令和6年12月24日	後援	令和6年10月30日
9	公益財団法人社会教育協会	公益財団法人社会教育協会付属 市民の社会教育研究所 2024年度総会研究会兼協会設立100周年イベント「大学は《地域》にどうコミットしているのか～多摩地域の大学の取り組みから考える～」	大学が地域の学びの場・活動の場を豊かにしていけるような関係のあり方について考える	日野社会教育センター	令和6年11月16日	令和6年11月16日	後援	令和6年11月15日
10	帝京大学大学院教職研究科	第16回帝京大学教職大学院フォーラム～子どもを見つめて～テーマ「個別最適な学び」を問い直す-「指導の個別化」と「学習の個性化」をどう両立させるか-	日頃の教育実践や研究成果を教育関係者へ公開するとともに、学校現場での実践や悩み等を共有することにより、教職員の資質の向上に資することを目的とする	帝王大学八王子キャンパス 小ホール	令和6年12月7日	令和6年12月7日	後援	令和6年11月15日
11	特定非営利活動法人 ダイバーシティコミュ	遊びを学ぶトイ&プレイフェスタ	子育て中の親子へ遊び場の提供、玩具を通じた親と子のコミュニケーション力向上、子どもの感じる力、考える力、チャレンジする力の向上	ABCハウジング ハウジングワールド立川	令和7年1月18日	令和7年1月18日	後援	令和6年11月28日
12	公益財団法人日本バスケットボール協会	2024年度 第5回全国U15バスケットボール選手権大会	バスケットボール競技普及及び地域スポーツ振興	武蔵野の森総合スポーツプラザ	令和7年1月4日	令和7年1月8日	後援	令和6年11月26日

令和6年度 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告(10月～3月)

No.	実施団体名	事業名	目的・内容	実施場所	実施日(開始～終了)		共催・後援	承認日
13	八王子市ボウリング連盟	第32回初心者向け健康ボウリング教室	ボウリングの普及と地域の皆様の健康促進を図ること	SAP日野ボウル	令和7年1月28日	令和7年3月17日	後援	令和6年11月26日
14	社会福祉法人東京光の家	第28回手さぐりの作品展 GIFT～皆様からの贈り物～	盲重複障害者と知的障害者が制作した作品鑑賞を通じ、障害の理解につなげる	イオンモール多摩平の森 3階イオンホールA	令和7年2月14日	令和7年2月16日	後援	令和6年11月28日
15	株式会社フクシ・エンタープライズ多摩支店	能登半島地震チャリティーイベント GivingBack2024～日野市サッカーフェス	日野市出身元Jリーガーによる小学生を対象としたサッカー教室を開催し、参加費を能登半島地震の募金とする	浅川スポーツ公園グラウンド	令和6年12月27日	令和6年12月27日	後援	令和6年12月12日
16	株式会社中広	お仕事ノート日野・多摩・稲城市2025年度版	地域の産業、企業を紹介する冊子を制作することで、小学生自らが生活する地域を知りながら、未来を描くキャリア教育をアシストする	日野市、稲城市、多摩市内の小学校・義務教育学校	令和7年1月6日	令和7年12月25日	後援	令和6年12月12日
17	特定非営利活動法人 日野子ども劇場	中川美保のサクソフォンミニコンサート	多くの子供たちや大人に生の音楽の楽しさ、心躍る音楽体験を届ける	多摩友の家	令和7年2月8日	令和7年2月8日	後援	令和6年12月12日
18	一般財団法人 言語交流研究所 ヒッポファミリークラブ	家族で参加できる多言語プロジェクト	多言語の自然取得と国際交流・相互理解について共に考える	市民の森ふれあいホール 東部会館 南平体育館 万願寺交流センター	令和7年2月24日	令和7年9月30日	後援	令和6年12月17日
19	公益財団法人 社会教育協会	自分を大切にすることってどういうこと？はじめてみよう包括的性教育	包括的性教育の観点から、子供も大人も自分のことを大切にして生きていけるようヒントを学び、トレーニングして実践していく	ひの社会教育センター・TreeHALL	令和7年2月3日	令和7年3月1日	後援	令和7年12月23日
20	一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ	Wリーグプレーオフ2024-25 ファイナル	バスケットボール競技普及及び地域スポーツ振興のため	武蔵野の森総合スポーツプラザ メインアリーナ	令和7年4月5日	令和7年4月14日	後援	令和7年12月26日
21	一般財団法人日本リーダー育成推進協会	子どもの潜在能力を引き出す脳科学講座	人工知能のおよぼす影響を含む社会情勢の変化による、保護者の不安や、子育てへの負担を軽減する	オンライン	令和7年6月4日	令和7年6月8日	後援	令和7年12月26日
22	いきいき・ふれあい塾	日野市モーニング・フォーラム	市民のために開かれた生涯学習の場を提供する	日野市商工会館3階ホール	令和7年1月19日	令和7年12月21日	後援	令和7年1月7日
23	公益財団法人社会教育協会 ひの社会教育センター	講演会「大丈夫 君の未来はきっと明るい」	夢を持って前を向いて生きていくためのヒントを聞く 辛いことがあった時のモチベーションを保つ	TreeHALL	令和7年3月15日	令和7年3月20日	後援	令和7年1月7日
24	特定非営利活動法人金銭教育研究会	大人のためのお金の学校	家庭教育の柱となっていく金銭教育の知識伝達を目的とする	日野市多摩平の森産業連携センター(PlanT)	令和7年4月16日	令和7年4月20日	後援	令和7年2月4日

令和6年度 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告(10月～3月)

No.	実施団体名	事業名	目的・内容	実施場所	実施日(開始～終了)		共催・後援	承認日
25	朝日学生新聞社	池上彰プレミアムオンライン講演会『親子に伝えるこれからのメディアリテラシー～被害者にも加害者にもならずこの時代を生き抜くためには?』	TV、新聞、YouTube、SNSなどを通して社会にあふれる情報との正しい付き合い方を学び、子どもたちに被害者にも加害者にもならないように成長してもらうため。	オンライン	令和7年2月23日	令和7年2月23日	後援	令和7年2月6日
26	みらいの学びフェスティバル製作委員会	あそびとまなびのフェスティバル ゲームプログラミング・おこづかい・おしごと編	プログラミング、金融、キャリアについて正しく理解し、楽しく体験する	国立市商業協同組合ビル	令和7年3月29日	令和7年3月29日	後援	令和7年2月18日
27	一般社団法人Nancy	おやこde資産形成アカデミー	学習指導要領の「身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解すること。」「現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。」へと繋げること。	オンライン(ZOOM)	令和7年5月10日	令和7年6月1日	後援	令和7年3月4日
28	NPO法人 じぶん未来クラブ	HEART Global ミュージック・アウトリーチツアー2025夏in立川	表現芸術教育を行う事で、コミュニケーション力、表現力、自己肯定感の育成に寄与する	たましんRISURUホール(立川市民会館)	令和7年8月8日	令和7年8月10日	後援	令和7年3月4日
29	公益社団法人社会教育協会	第6回リーダーズフォーラム	地域でつながりのある学生・若者が携わる卒業研究等の研究活動を報告し合い、地域住民や社会教育関係者を交えた学び合いの場とする。	日野社会教育センター301・302研修室	令和7年3月20日	令和7年3月20日	後援	令和7年3月4日
30	一般社団法人日本ライフサステナビリティ協会	子供にも教えたい年金とお金の勉強会	公的保険制度や児童手当などの制度を正しく理解し、知識を身につける	日野市多摩平の森産業連携センター	令和7年5月23日	令和7年6月21日	後援	令和7年3月4日
31	みらいの学びフェスティバル製作委員会	ワークショップコレクション ゲームプログラミング・おしごと編	プログラミング、金融、キャリアについて正しく理解し、楽しく体験する	パルテノン多摩	令和7年4月5日	令和7年4月5日	後援	令和7年3月6日
32	公益社団法人スコーレ家庭教育振興協会	「わが子がハードルを越えていくために～自己肯定感を育もう～」	子育てに大切な原理原則をお伝えし、幸せなご家庭が増えること	リオンホール(国分寺市)	令和7年5月27日	令和7年5月27日	後援	令和7年3月6日
33	NPO法人 VYS YOGI	レインボーヨガ ～ハンディキャップのある子ども達と一緒に～	ハンディキャップのある子どもとその家族が一般市民と共にヨガをして、両者の心身の健康維持向上をはかり、互いに理解を深め社会と関わりを持つ場所を提供する。	日野市内公共施設及び商業施設	令和7年4月12日	令和8年3月14日	後援	令和7年3月6日
34	劇団「ひの」	児童劇「オズの魔法使い」	演劇の上演により児童の文化的向上を図る	七生公会堂	令和7年6月28日	令和7年6月29日	後援	令和7年3月6日
35	日本コンベンションサービス株式会社	つくるんフェスタ～tsukuru'n festa～	ものづくりの楽しさを知ってもらい、ものづくり企業や製造業に興味を持ってもらう	東京たま未来メッセ 展示室	令和7年5月3日	令和7年5月6日	後援	令和7年3月11日
36	僕らの町コンサート事務局	SIO 僕らの町コンサート2025	日野市出身のSIOを中心に音楽コンサートを開催することで、地域活性と職業の多様性の認知向上を図る	日野市民会館大ホール	令和7年6月22日	令和7年6月22日	後援	令和7年3月11日

令和6年度 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告(10月～3月)

No.	実施団体名	事業名	目的・内容	実施場所	実施日(開始～終了)		共催・後援	承認日
37	子育て支援団体 ワッカタッチ	ワクワクがいっぱい！お仕事体験パーク	多様な職業観・勤労観を理解し、職業・勤労に対する理解・認識を深める	ABCハウジング ハウジングワールド立川	令和7年4月26日	令和7年4月26日	後援	令和7年3月31日
38	一般社団法人日野青年会議所	第10回 わんぱく相撲 日野場所	青少年の健全育成	イオンモール多摩平の森 3階イオンホール	令和7年5月25日	令和7年5月25日	後援	令和7年3月31日
39	公益財団法人 社会教育協会	自分を大切にするってどういうこと？はじめてみよう包括的性教育	包括的性教育の観点から、子供も大人も自分のことを大切にして生きていけるようヒントを学び、トレーニングして実践していく	ひの社会教育センター、TreeHALL	令和7年5月28日	令和7年7月26日	後援	令和7年3月31日
40	NPO法人エンジョイキッズ	Minecraft で 1 日 e スポーツ体験教室	創造力の育成、デジタルスキルの向上、コミュニケーション力の強化	ぽかぽかステップランド	令和7年4月26日	令和7年5月11日	後援	令和7年3月31日
41	八王子子どもミュージカル	八王子子どもミュージカル第20回記念公演「なんなんとうに雪がふる」	ミュージカルの素晴らしさ、舞台芸術の魅力を幅広い年齢層の方に親しんでもらう。	八王子市芸術文化会館いちようホール 大ホール	令和7年8月9日	令和7年8月9日	後援	令和7年3月31日
42	日本児童・青少年演劇劇団協働組合	2025年 第53回夏休み児童・青少年演劇フェスティバル	舞台芸術やワークショップを通じ、他社理解と自己表現の大切さ、生きる喜びや未来への希望を子どもたちに伝えていく。	こくみん共済coopホール/スペース・ゼロ	令和7年7月19日	令和7年7月28日	後援	令和7年3月31日

	5年度	6年度
10月承認	7件	8件
11月承認	8件	6件
12月承認	9件	7件
1月承認	6件	2件
2月承認	7件	3件
3月承認	7件	16件
合 計	44件	42件

	5年度下半期	6年度下半期
1 スポーツ	6件	9件
2 音楽・美術	7件	8件
3 講演会	13件	15件
4 イベント	17件	9件
5 その他	1件	1件
合 計	44件	42件